

ID: 1934

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	訂正請求に対する決定		
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第93条		
法令番号	平成15年法律第57号		
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第93条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 根拠条文、法第90条及び第92条の規定による。 (訂正請求権) 第90条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第127条において「訂正請求」という。)をすることができる。 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務) 第92条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。			
標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内(第94条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日